

編集後記

いよいよ国も中古住宅の流通活性化に本腰を入れ、インスペクションを重視した方針に転換するというのは大いに歓迎すべきことで、まずは消費者に対して認知を進め、普及促進を図るというスタンスを前提とした宅建業法の改正と考えられる。何が義務化されたのか

第一 既存の建物の取引における情報提供の充実

- 一 宅地建物取引業者は、既存の売買の媒介の契約を締結したときは建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面依頼者に交付しなければならないこととする（第三十四条の二関係）

宅建業法の改正される一の文言であるが、改正される該当条文を見るだけでは分かりにくい（が仲介業者は実施されたインスペクションの結果を、買主に対して重要事項説明時に説明しなければならない）ということですね、施行期日は平成30年4月1日です

広報誌【TOKUSHIMA TAKKEN】を宜しくお願い申し上げます

広報委員長 中村史治

「TOKUSHIMA TAKKEN」第162号

発行日 平成29年7月1日

発行人 会長 清水哲也

編集人 広報委員長 中村史治

発行所 **(公社)徳島県宅地建物取引業協会**

〒770-0941

徳島市万代町5丁目1番5（徳島県不動産会館）

TEL (088) 625-0318

FAX (088) 625-3669

印刷 (協)徳島印刷センター（徳島市問屋町165）
